

山形県ハイウェイ事業協同組合の 『高速道路通行料金の後納割引制度』

～企業の経費節減・事務効率アップの一助に～



山形県ハイウェイ事業協同組合では、NEXCOやJCBとの契約による道路会社のETC割引を実施し、企業の経費節減・事務効率の向上に貢献しています。

◎ ETCコーポレートカード

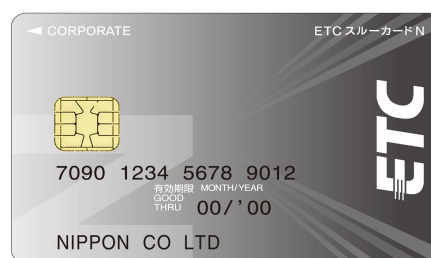
- ※ カード記載の車両ナンバー専用
- 高速道路等の大口・多頻度割引制度… ご利用の多い特定のお車について通行料金が**月額3万円を超える**場合
- 休日割や、深夜割・平日朝夕割といった時間帯割引のほか、**車両単位割引**



引と組合独自の付加割引の2種類を組み合わせて割引

◎ ETCスルーカードN

- ※ 1枚で複数車両に使用できるため、ETCマイレージポイントを効果的に蓄積できます。
- ETC後納制度… 会社の高速道路料金の利用月額が**3万円以下（2年間で1万円から5万円）**の場合
- 休日割や、深夜割・平日朝夕割といった時間帯割引のほか、ETCマイレージポイントの還元による割引
- クレジットカードの発行なしに車両1台につき4枚申し込み可能



「利用明細書」の発行やカード利用明細データ等のダウンロードにより、**車両ごとの運行管理や走行料金、マイレージポイントや還元額の管理**が可能。現金の紛失リスクゼロ。

◎ **高速道路利用料金の共同精算事業を利用するためには、組合に加入することが必要です。**

加入するためには、**加入申込書及びETCコーポレートカード利用申込書又はETCスルーカード利用申込書**などを提出し、理事会の加入承認後、以下の費用を御負担いただくことが必要になります。

出資金（1口以上） 20,000円
賦課金（年会費） } ※令和7年度はありません。
加入手数料 }
保証預託金 } 年間の高速道路の利用見込額のうち、
最高月額の2倍に相当する金額
(※出資金相当額と保証預託金は、退会時返還されます。)
コーポレートカード発行・更新手数料 1枚629円
スルーカード取扱手数料 1か月毎のご利用額による

【組合加入資格】

業種	製造業・建設業・運輸業・その他の事業	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5千万円以下	5千万円以下
従業員	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

- ◎ 県内で自動車を使用する事業者であること。
- ◎ 組合の地区内に事業所を有すること。

詳しい内容は、当組合までお問い合わせください。

山形県ハイウェイ事業協同組合

〒990-2161 山形市大字漆山字行段1422（山形県自動車会館2F）

☎：023-686-2320 Fax：023-686-3952

MAIL info-hwymgt@highway-yamagata.com

URL <http://www.highway-yamagata.com/>

